

国民の祝日に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成19年3月12日

千葉市長 鶴岡 啓一

千葉市条例第10号

国民の祝日に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(千葉市民会館設置管理条例の一部改正)

第1条 千葉市民会館設置管理条例(昭和48年千葉市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「の翌日(この日が5月4日又は5月5日であるときは、5月6日)」を「後においてその日に最も近い休日でない日」に改める。

(千葉市勤労市民プラザ設置管理条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「休日」の次に「(以下この号において「休日」という。)」を加え、「翌日(この日が5月4日又は5月5日であるときは、5月6日)」を「日後においてその日に最も近い休日でない日」に改める。

(1) 千葉市勤労市民プラザ設置管理条例(平成3年千葉市条例第14号)第8条第1項第1号

(2) 千葉市ふるさと農園設置管理条例(平成2年千葉市条例第22号)第6条第1項第1号

(千葉市ハーモニープラザ設置管理条例の一部改正)

第3条 千葉市ハーモニープラザ設置管理条例(平成11年千葉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条の表障害者福祉センターの項及び女性センターの項中「(この日が5月4日又は5月5日であるときは、5月6日)」を削る。

(千葉市療育センター設置管理条例の一部改正)

第4条 千葉市療育センター設置管理条例(昭和56年千葉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「翌日(この日が5月4日又は5月5日であるとき

は、5月6日)。」を「翌日) (」に改める。

(千葉県農業者健康増進施設設置管理条例の一部改正)

第5条 千葉県農業者健康増進施設設置管理条例(昭和59年千葉県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「月曜日(」の次に「その日が」を、「休日」の次に「(以下この号において「休日」という。)」を加え、「その翌日」を「、その日後においてその日に最も近い休日でない日」に改める。

(千葉県蘇我球技場条例等の一部改正)

第6条 次に掲げる条例の規定中「休日」の次に「(以下この号において「休日」という。)」を加え、「の翌日(この日が5月4日又は5月5日であるときは、5月6日)」を「後においてその日に最も近い休日でない日」に改める。

(1) 千葉県蘇我球技場条例(平成16年千葉県条例第35号)第4条第1項第1号

(2) 千葉県生涯学習センター設置管理条例(平成12年千葉県条例第66号)第9条第1項第1号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。